

仕様書

1 業務名

令和7年度和歌山県 IT 人材育成事業

2 目的

和歌山県（以下「県」という。）では、安定した雇用機会の創出と地域経済産業の活性化のため、魅力のある IT 企業（以下「誘致企業」という。）の誘致に取り組んでおり、52 社の IT 企業等が操業している状況であり、一定の成果が得られている。

近年では、本県の取組に加えて、全国で発生している IT 人材不足の影響から、地方で優秀な IT 人材を獲得するため、首都圏のみならず、大都市に本社を構える企業が本県へ進出している。

しかしながら、誘致企業の IT 人材採用も一部の企業を除いて進んでいない現状があり、誘致企業が求める IT 人材の速やかな育成が求められている。

本業務では、誘致企業の人材確保を支援するため、誘致企業の求める各種デジタルスキルを習得し得る県内人材の掘り起こしを行うとともに、知識やスキルを習得するための講習を開催する。

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 事業対象者

（1）県内在住者のうち、本事業への参加を希望する者（以下「希望者」という。）を対象とする。

（2）希望者に対し、5 業務内容（1）に掲げる講習に係る事前アセスメントを実施の上、20 人を最終的な事業対象者とする。（以下「受講者」という。）

＊受講者は増減する可能性がある。

5 業務内容

受講者が誘致企業の求めるデジタルスキルの基礎を身に付け、実践するための必要な知識及びスキルが習得できるように、下記（1）から（6）を実施する。

（1）講習の企画

誘致企業が求めるデジタルスキルに合致する知識やスキル（例、ノーコードやローコード開発等）を習得することができるよう講習を企画すること。

（2）講習の周知

希望者を募る際に必要となる資材（チラシデータ・説明資料等）を作成し、周知を行うこと。周知に際し、必要に応じて県に協力すること。

（3）希望者の募集及び受講者の決定

ア 応募受付及び情報管理

希望者を募集するための応募フォームの作成、応募情報を管理すること。

イ 希望者への説明会の実施

希望者の不安や疑問を解消するため、講習及び事前アセスメントの内容に係る説明会を開催すること。また、開催方法については、対面及びオンラインの両方式を用いることとし、必要に応じて県内の各地域に会場を設置すること。

ウ 希望者への事前アセスメントの実施

希望者には、5 業務内容（1）に掲げる講習に係る事前アセスメントを実施の上、受講者を決定すること。決定に当たっては、事前に県と協議の上で選考基準を決定し、基準を基に受講者を決定すること。決定後は速やかに選考結果を県に共有すること。

（4）講習の実施

以下の事項を遵守の上、講習を実施すること。

ア 講習の提供について

自己学習時間を含め、総講習時間は 180 時間以上を必要とする学習内容を提供すること。

また、オンライン学習サービス等を用い、受講者が受講しやすい方法で開講することとし、1 か月に 1 回以上の頻度で対面による講習を実施すること。対面による講習については、必要に応じて県内各地域に会場を設置すること。

なお、契約期間中において、新たなコンテンツや専用アプリが必要となった場合、追加費用なく受講できるようにすること。

イ 学習状況等の把握について

オンライン学習の場合は学習管理システム等の管理者画面にて、受講者の受講状況を把握できるようにすること。

ウ サポート体制の構築について

受講促進のために必要となるサポートやメンタルケアを講習時間に合わせ適宜行い、システム障害の発生時等には、速やかに報告が可能な体制を確保すること。

（5）講習後の受講者に対するアンケートの実施

アンケートは、各講習の満足度、理解度等を測定するものとし、県と協議の上作成すること。

（6）上記（1）から（5）の結果を取りまとめた実施報告書を提出すること。

6 各種提出物の提出時期

（1）業務実施計画書

当該委託業務の実施計画及びスケジュールを記載し、初回打合せ以降、速やかに提出すること。

（2）委託業務実績報告

委託業務期間内に、委託業務実績報告書（企画概要、実施計画、受講者アンケート結果、実施報告書、今後の課題）の作成並びに紙媒体及び電子データでの提出を行い、県の確認を得ること。

7 留意事項

- (1) 業務の履行に当たっては、関係法令を遵守し、県が意図する業務条件を満足させ、当該業務の目的を果たすよう実施すること。
- (2) 受託者は、当該業務の実施に際して入手又は利用した情報を、県へ提供すること。
- (3) 業務実施に際しては、各作業の進捗状況の把握を徹底するとともに、常に県との連絡を密にし、進捗状況に応じて、その都度必要な打合せを行う等、当該業務を適切に行うこと。
- (4) 受託者は、県の指示に誠意をもって適正に対応すること。
- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部について不明な点が生じたときは、速やかに県と協議し、その指示に従うこと。

(6) 業務の全部再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、県の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができる。

(7) 機密保持

- ア 受託者は、県から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に県の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- イ 受託者は、県から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者を含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させること。
- ウ 受託者は、県から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本契約が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄、処分し、処分の報告を県へ行うこと。

(8) 個人情報の保護

- ア 本業務の履行に当たって、県が貸与するデータ等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報は全て県の保有する個人情報とする。
- イ 県の保有する個人情報に係る取扱いは、別記個人情報取扱特記事項によるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

第1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、和歌山県知事(以下「甲」という。)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄に係る報告書（別記様式）により甲に対して報告しなければならない。

第 15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第 16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第 17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記様式（第 14 の 4 関係）

個人情報の消去又は廃棄報告書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

（受託者・指定管理者）

（和歌山県知事から受託した〇〇〇〇業務）に関して、個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、個人情報取扱特記事項第 14 の 4 に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 消去又は廃棄を行った日時
2. 担当者名
3. 消去又は廃棄の内容